

めむろプレミアム商品券販売事業(新型コロナウイルス対策)について

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症拡大により、売上に大きな影響を受けている地元商店街等の売上回復のため、一般消費者向けのプレミアム商品券販売事業(新型コロナウイルス対策)を実施する芽室町商工会に対し必要経費を支援し、地域内での消費と地元商店街の売上の回復を図る。

2 実施主体

芽室町商工会

3 商品券の発行総額・セット数(予定)

額面総額 120,000,000 円(販売総額 100,000,000 円 プレミアム率 20%)

1 セット/500 円券 12 枚/額面 6,000 円(販売金額 5,000 円) 20,000 セット販売

4 申込受付状況

令和2年6月30日申込受付開始

令和2年7月15日申込期限 申込件数 30,647 セット(倍率約 1.53 倍)

※当日消印有効のため、申込件数は未確定

5 今後の対応について

芽室町商工会から新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期間に及んでおり、現時点で地元商店街等の売上回復までにはいたっていないことから、今回販売するプレミアム商品券については、地域内での消費と地元商店街の売上回復を図る目的から、申し込みのあったすべての方に販売することとし、その経費について、町への支援要望があったもの。

なお、令和2年度当初予算で議決いただいた、プレミアム付商品券販売事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響の回復を優先し、実施を見送ることとし、その経費を今回の追加分に実質的に充てようとするものです。

6 予算額

・4-1-10-18-34 プレミアム付商品券販売事業補助金 (新型コロナウイルス対策商工業支援事業)

(現行) 24,300 千円(20,000 セット)

(見込) 36,597 千円(31,000 セット)

差額 12,297 千円

差額について、予備費により対応することとし、その全額を地方創生臨時特例交付金を充てるもの。

・6-1-3-18-31 プレミアム付商品券販売事業補助金 (町内消費喚起事業)

(現行) 11,426 千円(16,000 セット)

本事業については、実施を見送り、9 月議会で補正(減額)予定

芽室町雇用促進住宅の活用企業の募集について

1 事業目的

町内企業における労働力不足に対し、町として労働者住宅対策を講じ、町内の雇用を促進することを目的として、令和2年8月から供用を開始するもの。

2 活用企業の募集

町広報誌7月号、JA広報誌7月号にそれぞれ募集記事掲載。

芽室町商工会、東工親交会から、それぞれ会員企業に募集周知。(別添チラシのとおり)

対象は町内企業(法人・個人 ※農業経営者含む)であり、入居は町内企業に勤務する町外在住者及びその家族で、入居可能期間は原則 12 か月以内とし、雇用主(町内企業)と賃貸借契約を結ぶ。

3 応募等の状況

3社から問い合わせがあり、そのうち1社は8月中旬から12戸の活用意向あり。

4 その他

令和2年7月10日付けで周辺町内会(13町内会)に雇用促進住宅の活用及び活用企業の募集について周知。

芽商発 第106号

令和2年7月16日

芽室町長 手 島 旭 様

芽 室 町 商 工 会
会 長 谷 口 和 徳



要 望 書

新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域経済の低迷、消費の冷え込み、それに伴う地元商店街や地域商工業の売上減少が顕在化していることから、地域における消費喚起・経済の回復を目的に、現在予約申込みを受付しております、令和2年めむろプレミアム付商品券ですが、発行総数20,000セットの中、申込期限である7月15日現在、30,647セットと多くの町民の皆様から申込みを頂きました。

応募多数の場合は抽選となる旨ご案内はしておりますが、現状ですと多数の方のご希望に添えない状況にあり、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、低迷した地域経済の現状を鑑みると、地元商店街における消費喚起や、地域内経済循環の回復が急務と考えます。

つきましては、令和2年度当初予算に計上されている、めむろプレミアム商品券販売事業の予算を、新型コロナウイルス感染症対策に振り替え、すべての申込みに対応できるよう要望致します。

企業（法人・個人）の皆さんへ

芽室町雇用促進住宅 活用企業募集

町内企業における労働力不足を解消すべく、労働者住宅対策として、町内の雇用を促進することを目的に、8月1日より企業に対し雇用促進住宅の供用を開始します。

住宅の概要

- 所在地 芽室町東2条南5丁目1番地2
- 間取り 3LDK
※照明・ストーブ・カーテン備付
- 募集戸数 24戸（1戸あたり3名まで共同入居可能）
- 家賃 27,000円/月
- 駐車場 1台1,000円/月
- 供用 令和2年8月1日より
- 入居期間 原則12か月以内（短期入居可）
- その他 ペットの飼育禁止、内見可能

入居できる方

町内企業（法人・個人）に勤務する町外在住者、その家族（町内企業には農業経営者を含みます）
※入居期間は12か月以内で、同じ人がそれ以上の期間入居はできません。

申込方法

芽室町HPより雇用促進住宅使用許可申込書をダウンロードし、企業から必要事項を記入し提出していただきます。（企業からの申込が必要です。勤務している個人の方からの申込はお受けできません。）

入居決定

入居が決定したら、企業あてに決定通知します。
※住宅の賃貸契約は、町と企業の間で結びます。

問い合わせ

〒082-8651 芽室町東2条2丁目14
芽室町役場商工観光課商工振興係
TEL 0155-62-9736



←申込書ダウンロード、雇用促進住宅についての町HPについては、こちらから